

公益社団法人全国火薬類保安協会

平成30年度修正事業計画

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

I. はじめに

(1) 火薬類の事故件数等

平成29年の火薬類による事故件数は、産業火薬9件、煙火32件、がん具煙火17件で、合計58件発生し、死亡者1名、負傷者26名であった。また、一昨年は事故が66件発生し、死亡者ゼロ、負傷者27名であった。事故件数は減少したが、負傷者数は横ばいで推移し、産業火薬消費中に1名の死亡者が発生した。火薬類による事故での死亡者は8年ぶりとなった。

(2) 火薬類取締法令の改正に伴う機能性基準適合性評価委員会の設置・運営

経済産業省におかれては、火薬類取締法令の技術基準の性能規定化（機能性基準化、例示基準制定）の作業を進められており、性能規定化に伴い例示基準に規定されていない基準の適合性に関して事業者から要望（申請）がある場合の機能性基準適合性評価業務の実施を担うことが当協会に求められている。このため当協会として、機能性基準適合性評価委員会の設置及び適切な運営のための規程類の整備等を実施する。

(3) 当協会の本年度の事業内容

本年度の事業内容は、II. 事業内容にその概要を記載しております。

II. 事業内容

1. 火薬類の手帳制度事業

火薬類の手帳制度は、会員各位、火薬類を取り扱う各事業者、関係行政官庁それぞれのご理解とご協力を得て、以下により厳正に運営する。

(1) 講習会の開催

火薬類保安手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は、本年度は10,000人程度と予想され、各都道府県協会との密接な連携のもとに円滑な保安教育講習及び再教育講習の実施に努める。

また、本年度の火薬類取扱従事者手帳を有する者及び有しようとする者を対象とする火薬類保安講習の受講者は3,000人程度と予想され、同様に円滑な保安教育講習の実施に努める。

(2) 手帳の交付

再教育保安講習等を受講した火薬類取扱保安責任者免状所有者又は火薬類取扱従事者等に対し、火薬類保安手帳又は火薬類取扱従事者手帳の交付等を行う。

(3) 講習に係る運営事務

講習会の開催計画の周知、受講の記録、交付者の登録等、講習に係る事務を的確に実施するとともに、電子メール、ホームページ等を利用した情報交換・情報提供を積極的に行うことにより運営事務の効率化を図る。

(4) 教材作成委員会の開催

関係団体及び有識者による教材作成委員会を開催し、平成31年～平成32年に使用する保安教育用テキストを作成する。委員会の開催は、3～4回を予定している。

2. 保安施策振興対策事業

消費現場等への巡回指導が果たす役割並びに保安教育の向上などの推進の重要性に鑑み、各都道府県協会が実施する巡回指導、保安教育用機器等の購入及び保安教育講習の継続学習制度（CPDS）における学習プログラム申請に対し、本年度も限られた財源ではあるが支援を実施する。

3. 火薬学セミナー

火薬類の製造保安を将来担う者等を対象に、火薬学セミナーを8月に4日間（8月7日～10日）の予定で開催する。

4. 広報、出版事業

(1) 「火薬と保安」誌の発行

火薬類の保安に関する唯一の専門誌である当協会の機関誌「火薬と保安」誌については、掲載内容の充実に努め、年2回発行する。

(2) 「全火協弘報」の発行

広報紙「全火協弘報」については、保安関連事項、法令改正事項、講習会開催情報のほか、時事的情報等を含めた最新情報を適期に提供するため、毎月発行する。

(3) ホームページの活用

当協会の業務及び財務に関する資料、講習会の案内、資格試験の案内、資格試験の合格者、事故情報を掲載するなど、ホームページの内容の充実に努め、火薬類の保安に携わる者等に役立つ情報を提供する。

(4) 出版物の発行・頒布

火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）及び火薬類製造保安責任者試験（丙種）の「過去問の解答と解説」（平成30年度版）、「煙火の製造と保安」改訂版及び「火薬類取締法令の要点」等を発行・頒布する。

「煙火の製造と保安」はその発行から10年を過ぎたことから、昨年度に委員会を設置して内容を全面的に見直した。

(5) テキスト、補助教材等の作成・頒布

保安教育講習用テキストを頒布していくとともに、補助教材の改訂を行い都道府県協会及び登録講師に配付する。

5. 資格試験等事業

本年度の火薬類製造保安責任者試験（甲種、乙種）は、11月12日（月）、13日（火）の両日、火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）及び丙種火薬類製造保安責任者試験は、9月2日（日）に実施する予定である。

6. 火薬類保安協会全国会議等

火薬類の手帳制度及び資格試験等に関する事務連絡、報告等を主とする都道府県協会との会議を開催する。本年は、5月17日（木）に開催する予定である。

7. 受託事業

(1) 火薬類保安対策事業

経済産業省からの受注に努める。

(2) 火薬類製造保安責任者免状の交付事業

経済産業省からの委託を受けて、火薬類製造保安責任者免状（甲種、乙種）の交付事務を行う。

(3) 火薬類取扱保安責任者免状及び丙種火薬類製造保安責任者免状の交付事業

8府県からの委託を受けて、火薬類取扱保安責任者免状（甲種、乙種）及び丙種火薬類製造保安責任者免状の交付事務を行う。

(4) 火薬類取締法技術基準見直しに係る調査事業

経済産業省からの受注に努める。

8. 火薬類の国際化対策事業

国連の「危険物輸送並びに化学品の分類及び表示の世界的調和システムに関する専門家委員会」及び「IGUS」等で検討される内容に対して、当協会が主催する「火薬類国際化対応委員会」において関係業界の協力を得て、業界としての対策を検討する。また、これらの会議に専門家を派遣する。

9. 機能性基準への適合性評価を行う事業

（火薬類取締法令の改正に伴う機能性基準適合性評価委員会の設置・運営）

機能性基準適合性評価委員会（以下、「委員会」という。）の設置・運営は、内閣府（公益認定等委員会）から変更認定を取得した後に開始（平成30年10月1日から開始予定。）する。

(1) 事業者等の申請に基づく機能性基準への適合性評価

事業者等からの機能性基準適合性評価審査申請に基づき、委員会で、申請された

技術基準（以下、「申請基準」という。）が機能性基準に適合するか否かを審査する。審査終了後、本協会は機能性基準適合性評価審査の判定書をもって事業者等に回答する。その後、事業者等は、判定書を添えて行政庁へ許可申請、届出等を行う。

(2) 例示基準の改正

委員会において、少なくとも年に1回、機能性基準に適合すると審査した申請基準（非公開の申請基準を除く。）を提言書にまとめて、経済産業省へ提出（年に1回）する。

(3) 手数料

機能性基準適合性評価審査の手数料は、審査に要した委員会の開催回数に25万円を乗じた額とし、委員会が現地評価を実施した場合は、前述の手数料のほか、現地評価に要した旅費及び宿泊費（全火協旅費規程による。）を申請者が負担する。

平成30年度は、2件の申請見込み（各々、委員会を2回開催し、手数料は合計で100万円）とする。

10. その他

(1) 一般社団法人日本海事検定協会の危険物等海上輸送国際基準検討委員会等の関連部門に、引き続き委員を派遣し、協力する。

(2) 全国火薬類保安協会会長表彰

第22回全国火薬類保安協会会長表彰を本年12月に実施し、永年火薬類の保安管理に努められ顕著な功績を挙げられた保安管理功労者、優良従事者、優良事業所等を表彰する。